

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

厚生年金関係

5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月23日から34年5月10日まで
A社に昭和32年9月1日から34年5月10日まで勤務していたが、
32年10月23日以降における厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社が加入する健康保険組合の「被保険者名簿」によると、申立人の健康保険被保険者の資格取得日は昭和32年9月1日、資格喪失日は同年10月23日と記載されており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

また、申立期間に入社し同じ寮に住んでいた元従業員は、申立人についての記憶が無く、別の従業員は「昭和33年夏ごろから労働組合運動が盛んになり、社員のほとんどが組合員で休日にも集会があった」、「仕事が終わった後、毎晩のように集会があった」と証言しているところ、申立人にはこれらの事実についての記憶が無く、この間において申立人が勤務していたことについて推認することができない。

さらに、申立人は当該事業所の厚生年金保険被保険者期間が1か月間であることについて「仕事をするために転居したのに1か月で辞めるわけは無い」と申述しているものの、当時、同事業所に在籍していた従業員の証言に基づき入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日についてみると、いずれも入社から8か月程度経過後に被保険者となっていることから、同事業所においては、入社後一定期間は厚生年金保険に加入させない取扱いであったことがうかがえ、申立人は被保険者資格取得日より前に在職期間があったことが考えられる。

加えて、申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年5月10日から22年1月8日まで
(A社)
② 昭和22年4月11日から23年2月3日まで
(A社)
③ 昭和23年4月26日から24年3月5日まで
(A社)
④ 昭和24年5月7日から26年2月1日まで
(A社)
⑤ 昭和26年3月1日から33年5月9日まで
(B社)

社会保険事務所(当時)に年金記録の照会をしたところ、A社及びB社の厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金として支給済みとなっているとの回答を得たが、脱退手当金を受け取った事実はない。受け取っていないことを証明する資料はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金支給に係る最終事業所の被保険者名簿について、申立人が記載されているページとその前後3ページに記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日の前後約2年以内に資格を喪失した者29人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、18人の者について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含めて16人の者が資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、複数の同僚から、事業所が請求手続をしてくれたとの証言があるこ

とを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、昭和33年8月21日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、50年10月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の厚生年金被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である5回の被保険者期間が同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

加えて、申立人は退職した際の手続や給料の受取などについての記憶が明確ではなく、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から 23 年 11 月 15 日まで
(A社)
② 昭和 23 年 11 月 15 日から 25 年 1 月 31 日まで
(B社)

社会保険事務所(当時)で、年金記録の照会をしたところ、申立期間については脱退手当金が支払われているとの回答を得た。脱退手当金を受給した記憶は無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)から、申立期間の脱退手当金は申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づいて適正に計算されていることが確認できるとともに、その支給額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から27日後の昭和25年2月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が当時勤務していた当該事業所の当時の経理担当者は「退職後、勤める気が無い人には、本人から請求の依頼を受けて脱退手当金の請求手続をしていた」と証言していること、申立人と同時期に退職し脱退手当金の受給記録が確認できた女性からは、会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた旨の証言が得られた上、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人の脱退手当金についても事業主による代理請求がなされた可能性も考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から41年9月1日まで
A社に昭和39年4月から41年9月1日まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険加入記録により、申立期間とは相違するものの、昭和39年9月1日から41年8月31日まで申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所の事業主は、「当時は、正社員（労働時間8時間以上）のみを加入させていた。申立人については『正社員募集』により採用した従業員ではなく、アルバイトであった」と証言しているところ、申立人は、「正社員採用時の応募ではなく知人の紹介で入社しており、労働時間は7時間であった」と申述している上、厚生年金保険加入記録の確認できる同僚は、正社員募集の際に入社し、労働時間は8時間以上であった旨を証言していることを踏まえると、同事業所においては、申立期間当時、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人が記憶していた申立人と同職種の同僚の厚生年金保険加入記録も確認できない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は

見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月29日から同年10月1日まで
施設の増築資金の不足分約20万円を調達するため、知人の紹介でA社へ昭和51年2月に入社した。同年10月の当該施設でのイベントのため多忙になり、また、不足分約20万円も調達できたことから、仕事を辞めたので、退職したのは同年9月であったと思う。同社の資格喪失年月日が、同年2月29日になっているが、同年10月1日までを厚生年金保険の被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和51年2月29日以降においても、継続して勤務していたと申し立てているところ、当時の事業主は既に死亡しており、申立期間当時の関連資料等は保管されていないため詳細は不明であるが、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは、同僚等の証言からうかがえるものの、申立人が記憶している1人の同僚に係る厚生年金保険の加入記録は確認できず、その同僚は「申立人が在籍していたことは記憶しているが、その勤務期間については明確でない」旨を証言している上、同加入記録が確認できる同僚で連絡の取れた4人の者のうち1人は、前述の1人と同様の証言をしており、残りの3人は「申立人の記憶は無い」旨を証言しているなど、いずれの証言によっても、申立人の申立期間における勤務期間を特定することができない。

また、申立人の雇用保険の加入記録によると、当該事業所を昭和51年2月28日に離職しており、厚生年金保険の記録と一致している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該事業所にお

ける厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 51 年 2 月 26 日、同資格喪失日は同年 2 月 29 日と同一月内での取得及び喪失が確認できる上、同原票には、資格喪失日直後の日付である「51. 3. 18」が健康保険被保険者証の返却日として記載されている。

なお、申立期間に係る国民年金記録によれば、申立人は、国民年金の保険料を付加保険料も含めて納付していることから、申立期間に厚生年金保険に加入していなかったことを認識していた可能性も考えられる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。